

歷史的風土保存計畫

目 次

(1) 京都市歴史的風土保存計画	-----	P. 1~P. 4
(2) 奈良市歴史的風土保存計画	-----	P. 5~P. 6
(3) 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画	-----	P. 7~P. 8
(4) 天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画	-----	P. 9~P. 10
(5) 奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画	-----	P. 11~P. 12
(6) 明日香村歴史的風土保存計画	-----	P. 13~P. 16
(7) 大津市歴史的風土保存計画	-----	P. 17~P. 19

京都市歴史的風土保存計画

沿革 〔昭和 42 年 1 月 25 日 総理府告示第 5 号 〕
昭和 44 年 7 月 2 日 総理府告示第 25 号改正
昭和 46 年 4 月 26 日 総理府告示第 16 号改正
平成 7 年 6 月 15 日 総理府告示第 38 号全部変更

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、京都市歴史的風土保存計画の決定の件（昭和四十二年一月二十五日総理府告示第五号）の全部を次のように変更し、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、公示する。

京都市歴史的風土保存計画

八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。

首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等及びこれらと一体となる自然的環境の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 醍醐地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、醍醐寺を中心とし、これと一体となる自然的環境、特に下醍醐より上醍醐に至る道路からの展望域の森林美についての保存にあり、このため、老齢樹の伐採制限とその撫育を図るとともに、下醍醐周辺においては、建築物その他の工作物の新築等についての規制に重点を置くものとする。

(2) 桃山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、伏見城跡、桓武天皇陵等の遺跡等と一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(3) 東山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稻荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(4) 山科地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、本圀寺、毘沙門堂、天智天皇陵等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等について規制を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(5) 上高野地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、崇道神社、蓮華寺、三宅八幡神社等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境及び高野川流域の景観の保存にあり、歴史的建造物等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制を図るとともに、高野川流域については土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(6) 大原地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、寂光院、三千院、勝林院及び来迎院を中心とし、これらと一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、背景となる山丘の土地形質の変更、木竹の伐採等について規制を図るとともに、歴史的建造物の周辺地域は特に観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。

(7) 鞍馬地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、鞍馬寺、貴船神社等と一体となる深山の自然景観と、加茂川の水源としての山峡における渓谷美の保存にあり、樹木の伐採の制限及び森林の撫育に併せて流域景観の維持に重点を置くものとする。

(8) 岩倉地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、実相院、石座神社、冷泉天王皇后陵等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる自然的環境の保存にあり、歴史的建造物等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等の規制を図るとともに、背景となる山丘については、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(9) 上賀茂松ヶ崎地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、賀茂別雷神社（上賀茂神社）等の歴史的建造物と一体となる自然的環境の保存にあり、背景となる丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(10) 西賀茂地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、正伝寺、円成寺、源光庵、常照寺等の歴史的建造物と一体となる船山等の自然的環境の保存にあり、背景となる丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(11) 御室・衣笠地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、鹿苑寺、龍安寺、仁和寺等と一体となる西山、左大文字山及び双ヶ岡の自然的環境の保存にあり、特に、歴史的建造物、遺跡等の周辺地域については、建築物その他工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為を規

制するとともに、優美な山容の維持のため土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。

(12) 高雄・愛宕地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、神護寺、高山寺、愛宕神社等の歴史的建造物と一体となる幽寂な自然的環境及び清滝川の溪谷美の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域については、特に観光施設の規模及び配置についての規制の強化、樹林地については、土地形質の変更の規制及び樹相の維持に重点を置くものとする。

(13) 嵯峨嵐山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、大覚寺、天龍寺、西芳寺、松尾神社等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる名勝嵐山、小倉山、曼荼羅山等の自然的環境、保津川の清流及び嵯峨野における田園景観の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域及び嵯峨野については、建築物その他の工作物の規制、渡月橋周辺については、観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。また、保津川の溪谷美と一体となる嵐山及び小倉山の森林美並びに嵯峨野の背景となる山丘については、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。

(14) 桂地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、桂離宮と一体となる桂川流域の自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制による流域景観の維持に重点を置くものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 溪谷、河川の護岸施設
- (5) 獣害防止施設
- (6) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (7) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (8) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。

(3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を市において買い入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

奈良市歴史的風土保存計画

〔昭和 42 年 1 月 25 日 総理府告示第 6 号 〕
沿革 昭和 46 年 4 月 26 日 総理府告示第 16 号改正

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項の規定により、奈良市歴史的風土保存区域（昭和四十一年総理府告示第四十九号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定する。

奈良市歴史的風土保存計画

八世紀の始め、飛鳥藤原宮より平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社寺を中心に繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 春日山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとする。

(2) 平城宮跡地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、平城宮跡ならびに大型古墳群と一体となる自然的環境の保存にあり、平城宮跡および北部丘陵周辺においては特に建築物その他の工作物の規制、土地形質の変更および木竹伐採の規制にあわせて水上池等水辺景観の保存に重点をおくものとする。

(3) 西の京地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、薬師寺、唐招提寺等と一体となる自然的環境の保存にあり、両寺の間および県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域については、建築物その他の工作物の規制に重点をおくものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画

沿革 [昭和 42 年 1 月 25 日 総理府告示第 7 号]
昭和 46 年 4 月 26 日 総理府告示第 16 号改正
昭和 48 年 2 月 1 日 総理府告示第 4 号改正
平成 12 年 8 月 29 日 総理府告示第 42 号改正

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項の規定により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域（昭和四十一年総理府告示第五十号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定する。

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画

十二世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。

これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性の応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 朝比奈地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に、金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

(2) 八幡宮地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮（段葛を含む。）を中心とし寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(3) 大町材木座地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(4) 長谷極楽寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一

体となる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。

(5) 山ノ内地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画

沿革 [昭和 43 年 1 月 26 日 総理府告示第 2 号]
昭和 46 年 4 月 26 日 総理府告示第 16 号改正
昭和 46 年 5 月 6 日 総理府告示第 18 号改正
昭和 55 年 8 月 18 日 総理府告示第 28 号改正

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項及び第三項の規定により、天理市、橿原市、桜井市及び奈良県高市郡明日香村歴史的風土保存区域（昭和四十二年十二月十五日総理府告示第五十七号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定し、公示する。

天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画

八世紀の初め、飛鳥藤原京より平城京に遷都するまで、この地域は長期にわたりわが国古代の政治、文化の中心として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの資産の大半は東、南の山陵を背景にまた、これをとりまく田園の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 石上、三輪（いそのかみ、みわ）地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、石上神宮、大神神社及び崇神天皇陵、景行天皇陵等の大形古墳並びに、現存最古の道といわれる山の辺の道等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に三輪山等を始めとする背後山丘における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。

(2) 鳥見山（とみやま）地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、磯城（しき）、磐余（いわれ）等に伝承される多くの宮跡の背景をなす鳥見山の山容の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。

(3) 磐余地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、磐余甕栗宮（いわれのみかくりのみや）、磐余玉穂宮（いわれのたまほのみや）、磐余池辺雙槻宮（いわれのいけのへのなみつきのみや）等の伝承地及び山田寺跡と一体となる自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。

(4) 大和三山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、藤原宮跡、畝傍山、耳成山及び天香久山の大和三山を

一体とする自然的景観の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路、公園その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周辺の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画

〔昭和 42 年 6 月 10 日 総理府告示第 23 号 〕
沿革 昭和 46 年 4 月 26 日 総理府告示第 16 号改正

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項の規定により、奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存区域（昭和四十二年十二月十四日総理府告示第五十一号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定する。

奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画

六世紀から七世紀の初めにかけて、聖徳太子がこの地において数々の政治上の業績を残し飛鳥時代の文化がさかえ、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産は矢田山系を中心とした周辺の自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

本保存区域の歴史的風土保存の主体は、法隆寺、中宮寺、法輪寺、法起寺等を中心とし、これらと一体となる自然的環境の保存にあり、特に、法隆寺参道の周辺については建築物その他の工作物の新築等についての規制、その背景となる山丘については新たなる宅地造成等の開発規制、土地形質の変更、木竹の伐採等についての規制に重点をおくものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成

等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。

(3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

明日香村歴史的風土保存計画

[昭和 55 年 8 月 18 日 総理府告示第 27 号]

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第二条第一項の規定に基づき、明日香村の区域の全部について、次のとおり明日香村歴史的風土保存計画を決定し、同条第三項の規定に基づき、公示する。

明日香村歴史的風土保存計画

奈良県高市郡明日香村（以下「明日香村」という。）は、大化の改新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的な地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配慮しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

一 第一種歴史的風土保存地区と第二種歴史的風土保存地区との区分の基準に関する事項

明日香村の区域について、次の基準により、当該区域を区分して、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を都市計画法第十八条の規定により定めるものとする。

(1) 第一種歴史的風土保存地区

伝承飛鳥板蓋宮跡、伝承飛鳥浄御原宮跡、大官大寺跡、飛鳥寺跡、岡寺、橘寺、高松塚古墳、石舞台古墳、甘樫丘等の重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域であって、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存する必要があるものを第一種歴史的風土保存地区として指定するものとする。

(2) 第二種歴史的風土保存地区

明日香村の区域のうち、第一種歴史的風土保存地区を除く地域を、現に存する歴史的風土を維持保存するため、第二種歴史的風土保存地区として指定するものとする。

二 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制に関する事項

第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為を行おうとする地域の環境並びに当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為は、これを規制するものとする。

第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制の大綱及び行為の規制を運用するに当たって特に配慮すべき事項は次のとおりとする。

(1) 第一種歴史的風土保存地区内における行為の規制の大綱

この地区は、伝承飛鳥板蓋宮跡、伝承飛鳥浄御原宮跡、大官大寺跡、飛鳥寺跡、岡寺、橘寺、

高松塚古墳、石舞台古墳、甘樫丘等の数多くの重要な歴史的文化的遺産が周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域であることから、この歴史的風土の保存を主眼とし、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存するため、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制するための行為の規制に重点を置くものとする。

なお、建築物その他の工作物の新築等に当たっては、その形態及び意匠が周囲の歴史的風土と著しく不調和なものとならないよう規制を行うものとする。

(2) 第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制の大綱

この地区は、第一種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域、於美阿志神社、欽明天皇陵、天武・持統天皇陵、牽牛子塚古墳、大原の里、飛鳥川等随所に所在する重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして歴史的風土を形成している地域、重要な歴史的文化的遺産の背景をなして明日香村における歴史的風土を形成している地域等をもって構成されている地域であることから、この歴史的風土の保存を主眼とし、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制するための行為の規制に重点を置くものとする。この場合において、農林業のための行為の規制の実施については、農林業が明日香村の基幹的な産業であることにかんがみ、地域の特性に応じて農林業の維持振興を図ることができるよう特に配慮するものとする。

なお、建築物その他の工作物の新築等に当たっては、その形態及び意匠が周囲の歴史的風土と著しく不調和なものとならないよう規制を行うものとする。

(3) 行為の規制を運用するに当たって特に配慮すべき事項

第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内において、行為の規制を運用するに当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。

イ 甘樫丘の上から飛鳥坐神社方面を俯瞰する視野の中においては、一定規模以上の屋外広告物の掲出は抑制する。

ロ 雷丘における木竹の伐採は、原則として木竹の保育のために必要な場合を除き、認めない。

ハ 現状において優れた景観を有している檜前、飛鳥等の集落については、建築物の新築改築、大修理に際して、家並みの保存が図られることに留意する。

ニ 清涼飲料水等の自動販売機については、その色彩が周囲の歴史的風土と不調和となる場合があることにかんがみ、史跡等の付近においては、極力その設置の抑制、色彩の変更、設置方法の改善等について、設置者の協力を求めるものとする。

三 歴史的風土の保存に配慮した土地利用に関する事項

明日香村の土地利用を定めるに当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画による土地利用計画の現状を前提とし、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土が将来にわたって良好に維持保存されるように、これらの土地利用計画を有効に活用するとともに、次の事項に配慮するものとする。

(1) 市街化を図るべき区域の範囲は、おおむね現状において維持するものとし、この区域の

うち、第一種歴史的風土保存地区に接する集落については、景観保全に配慮するとともに明日

香村の歴史的風土と調和した生活環境の整備を図る。飛鳥駅周辺の地域にあつては、歴史的風土と調和した市街地が形成されるように計画的な市街地の整備を図る。

市街化を抑制すべき区域内の集落については、歴史的風土と調和した農林業集落として必要な生活環境の整備を図る。

- (2) 農地については、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区の特性に応じて、これらの地区における歴史的風土の保存と調和した形態において、農業の積極的な維持振興を図るものとし、このために必要な農地の確保及び整備を図る。

また、林地については、土地利用から見て、これが明日香村の非常に広い面積を占め、明日香村の重要な歴史的文化的遺産の背景をなして、歴史的風土を構成する上で重要な要素となっていることにかんがみ、森林の非農林業的な開発を極力抑制するとともに、景観保全に配慮しつつ、林業の積極的な維持振興に必要な林地を保全する。

- (3) 都市計画法による風致地区については、これが古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）による建築行為等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うものとする。

四 歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

明日香村の歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設として、次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設

五 古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れに関する事項

古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れは、明日香村の歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもの又は生産活動に伴い著しい現状の変更のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築等、土地の造成、木材の伐採等の行為について、古都保存法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を奈良県において買入れるべき旨の申出があつた場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

- 六 一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 明日香村の遺跡等の保存及び活用が、明日香村における歴史的風土の維持保存に密接な関連を有することにかんがみ、国、奈良県及び明日香村は、遺跡の分布状況の調査及びその発掘調査を相互に協力して積極的に推進することに努めるとともに、後世に残すべき重要な遺跡等については史跡指定による保護の措置を講ずるものとする。
- (2) 国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営飛鳥歴史

公園の整備を進めるものとする。

- (3) 国、奈良県及び明日香村は、道路、河川その他の公共施設の整備に当たっては、歴史的風土との調和に十分配慮しつつ、その整備を図るものとする。
- (4) 国、奈良県及び明日香村は、飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。

大津市歴史的風土保存計画

[平成16年11月26日 国土交通省告示第1465号]

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項の規定により、大津市歴史的風土保存区域（平成十六年国土交通省告示第六百五十九号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定する。

大津市歴史的風土保存計画

大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺（後の延暦寺）、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 比叡山・坂本地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境並びに坂本地区の庭園や生垣を中心とした緑豊かな歴史的街並みの保存にある。

このため、坂本地区においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、伝統的建造物群の保存等の施策と協調しつつ、土地形質の変更や木竹の伐採、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、比叡山の山容を保存するため、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(2) 近江大津京跡地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡等の史跡と一体となる、比叡山より長等山に至る山丘を中心とした自然的環境の保存にある。

このため、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡の史跡指定地周辺においては、文化財調査や歴史的環境の再生のための施策と協調しつつ、歴史的風土を活かしたまちづくりを誘導、推進するため、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に重点を置くものとする。

また、遺跡の背景となる山丘においては、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。特に、崇福寺跡周辺については、遺跡周辺の環境整備と協調しつつ、遺跡周辺の樹林地における土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(3) 園城寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水等からの展望域の自然景観の保存にある。

このため、琵琶湖疏水等からの展望域について、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、市街地の景観の維持向上のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等及び木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、背景となる長等山の山容を保存するため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(4) 音羽山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続し市街地の背景となるとともに、茶臼山古墳等の遺跡等と一体となる、音羽山等の緑の山並みを中心とする自然景観の保存にある。

このため、琵琶湖岸、瀬田川河畔及び市街地からの展望域について、音羽山及び茶臼山等における土地形質の変更や木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(5) 石山寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、石山寺と一体となる伽藍山の自然的環境及び瀬田川河畔の自然景観の保存にある。

このため、瀬田川河畔においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、歴史的な景観の維持改善のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、背景となる伽藍山の山容の保存のため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成等に重点を置くものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。